

# 戦時体制期における兼業農家問題

誌名	東北大学農学研究所報告
ISSN	00408697
著者名	青木,紀
発行元	東北大学農学研究所
巻/号	36巻2号
掲載ページ	p. 119-137
発行年月	1985年1月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター  
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council  
Secretariat



# 戦時体制期における兼業農家問題

青 木 紀

(1984年9月28日 受理)

## はじめに

本稿の課題は、第1に、第二次大戦期にあらわれた新たな兼業農家形成の到達点を、明治以降の兼業農家動向を統計的に分析することによって確認する。第2に、そこでの新たな兼業農家の堆積が如何なるメカニズムで引き起こされ、その本質的要因に何が横たわっていたかを分析し、戦時期の兼業農家問題の性格を把握する。第3に、その兼業農家問題に対する戦時国家独占資本主義の政策的本質と特徴を明らかにすることである。すなわち、筆者の従来からの問題意識にかかわっていえば——兼業農家問題の歴史段階的把握<sup>1)</sup>——、戦前日本資本主義のもっとも発達した到達点に生みだされた今日的な性格をも帯びた兼業農家問題を再構成し、戦後との対比・連繫のなかでこれを位置づけておくことである。以下、近年盛んになってきた戦時農業問題研究からの兼業農家問題への関心を意識しながら<sup>2)</sup>、筆者なりの問題意識でアプローチすることとしたい。

## 1. 兼業農家動向の概観

### ——戦時期の到達点の確認——

#### (1) 全国的概観

兼業農家の動向を歴史的に特徴づけてみようとする場合、まずその形態変化に注目する必要がある。それは、かつてレーニンが「ロシアにおける資本主義の発展」でも述べているように、「わが国の農民層における『農業と営業の結合』形態は、きわめて大きな多様性を特色としている。すなわち、現物経済が支配しているもっとも幼稚な経済構造をしめすような形態があり、資本主義の高度な発展をあらわすような形態があり、前者と後者とのあいだの一連の過渡的な段階がある。もろもろの一般的な定式(『営業と農業の結合』とか『農業からの工業の分離』とかいうようなもの)にとどまっているかぎり、資本主義の実際の発展過程をきりか

にする仕事は、一步もおしすすめることができない<sup>3)</sup>」という点にも通じる。そして、それは資本主義の「内包的発展」のみならず「外延的発展」ともかかわった歴史的な視点が必要であることも示唆している。それゆえ、分析は限定された統計資料をマクロ的に利用するにしても、以上の点を考察しつつおこなわなければならない。

本節でははじめに、明治以降のわが国資本主義発展にともなう労働市場の拡大と兼業農家形成の関係について概観し、次に「外延的発展」という視点を考慮して県段階まで分析を downward させ、本稿が問題にしている第二次大戦期の兼業農家形成の歴史的到達点を明らかにしておくことにしたい。図1は、第一次大戦期および日中戦争期という戦前日本資本主義の二つの「経済成長期」の中にはさんだ時期にポイントをおきながら、5年間隔で兼業農家率の推移をみたものである<sup>4)</sup>。また表1は、「工業統計」から職工数5人以上工場職工数の動向を、重化学工業・軽工業および男女別区分などを考慮に入れつつ同じく5年間隔ごとにみたものである。この二つから次のことがいえる。

まず図1からみると、およそわが国の兼業農家率はほぼ明治期を通じて上昇傾向を辿りつづけ、その後は第一時大戦期の「経済成長」下においても高まることなくむしろ低下傾向をみせ、昭和恐慌期まで下がりつづける。だが、1930年代後半からの日中戦争をはさんだ時期には再び上昇傾向を明確な形でみせ、大平洋戦争期へと到達している。他方、表1から職工数の動向をみると、明治以降徐々に増加してきた職工数は第一

\* たとえば、牛山敬二の「国家独占資本主義型兼業農家形成の起点<sup>2)</sup>」、小峰和夫の「現在につながる新しい農業問題の登場<sup>3)</sup>」、暉峻衆三の「戦後の状況」の「形成<sup>4)</sup>」といった指摘などは、多分に戦後の兼業農家問題を意識したものであろう。

\*\* なおこの場合、周知のように「農事統計」には兼業農家の規定はないとされており、その意味ではセンサス形式のような正確な数字は期待できない。しかし、「農事統計」は一般に「農村内部の一般通念によって律せられた総合的判断<sup>5)</sup>」によって兼業農家をとらえているとすれば、それはそれで現実を一定は反映していると考えられる、という立場から作成した。

表1 職工数5人以上工場職工数の動向(1909~1942年)

	1909年	1914	1919	1924	1929	1934	1939	1942
軽工業(人)	688,078	799,133	1,233,394	1,345,905	1,413,621	1,464,601	2,079,476	1,418,982
増減数(人)		(111,055)	(434,261)	(112,511)	(67,716)	(50,980)	(614,875)	(△66,0494)
構成比(%)	88.2	84.9	76.8	75.5	77.8	68.0	55.1	36.3
重化学工業(人)	92,416	142,469	372,348	437,253	403,363	690,592	1,694,278	2,491,581
増減数(人)		(50,053)	(229,879)	(64,905)	(△33,890)	(287,229)	(1,003,686)	(797,303)
構成比(%)	11.8	15.1	23.2	24.5	22.2	32.0	44.9	63.7
工業計(人)	780,494	941,602	1,605,742	1,783,158	1,816,984	2,155,193	3,773,754	3,910,563
増減数(人)		(161,108)	(665,140)	(177,416)	(33,826)	(338,209)	(1,618,561)	(136,809)
うち男(%)	38.6	40.1	45.8	47.9	46.6	52.8	63.8	68.9
女(%)	61.4	59.9	54.2	52.1	53.4	47.2	36.2	31.1
紡織工業(人)	501,538	583,469	917,238	966,687	1,037,829	1,028,483	1,093,403	755,686
機械器具工業(人)	46,834	74,447	197,770	231,311	184,745	308,395	847,466	1,668,490
(参考) 兼業農家増減数(戸)	(21,068)	(△78,024)	(24,958)	(△89,495)	(△112,180)	(291,329)		
(参考) 農家(戸)	(132,023)	(27,175)	(△33,972)	(43,154)	(41,903)	(△125,648)		

注1) 通商産業大臣官房調査統計部編『工業統計50年史・資料編1』龍溪書舎(復刻版), 1979年,および前掲『都道府県農業基礎統計』より算出,作成。

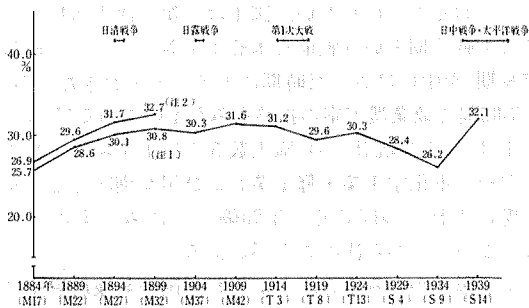


図1 兼業農家率の推移(1884~1939年)

- 注1) 1884年: 37都道府県の計の数値
- 1889年: 32都道府県の計の数値
- 1894年: 32都道府県の計の数値
- 1899年: 34都道府県の計の数値
- 2) 1884~99年: 統計数値が連続して得られる20県の数値
- 3) なお, 1884~99年までは統計数字不明の県も多く含まれているため, できるだけ多くの数字を拾い上げて全国動向に近づけたいという意図から, 当該年の数字が欠落している場合は次年および前年のそれを次年優先で取り上げ集計, 算出した。
- 4) 加用信文監修『都道府県農業基礎統計』農林統計協会, 1983年より, 算出, 作成。

次大戦をはさんだ1914~1919年に66.5万人も増加し, かつない動きをみせる。だがそれは, 軽工業部門で43.4万人, 重工業部門で23.0万人というように, また1919年時点での男女別職工比率では女子が76.8%と

支配的であったように, なお繊維工業中心の軽工業主導の拡大を示すものであった。その後, 軽工業部門を中心に一応は増加傾向を辿るが, 1924~29年には重工業部門職工増加数がマイナスになるなど, 全体としては停滞気味で昭和恐慌期へと至っている。しかしこれ以降においては, 機械器具工業など重化学工業部門が主導する形で軽工業職工数も増加し, 量的にも全体として第一次大戦期を大きく上廻った増加傾向をみせはじめ。そしてその過程では戦争の進展につれて軽工業部門は産業再編成の下で減少してくるものの, 重化学工業部門だけは増加しつつ太平洋戦争期へと到達している(なお男女別比率は1929~34年に, 重工業・軽工業比率は1939~42年に逆転している)。ついでに同じ表1の兼業農家の増減動向に目を転じると, 1909~14年では兼業農家, 総農家数とも増加, 第一次大戦期の1914~1919年では兼業農家減少, 総農家数増加, 1919~24年ではこれが一度逆転するものの, 1924~29, 1929~34年では再び兼業農家減少, 総農家数の増加の傾向が一層強まっている。しかし, 1934~39年になると総農家数が減少するなかで兼業農家が大きく増加しはじめ, さらに1939~42年では——統計上の規定の問題があるので数字は示さないが——兼業農家, 総農家数とも増加を辿り, 全体として先の図1の兼業農家率の推移を裏付けている。

以上のようにみると, きわめて大胆な推測に立った場合, 明治以降日中戦争までを単純に「専業農家累増<sup>7)</sup>」の段階としては必ずしもみることができず, むし

ろ産業資本主義の確立過程から独占資本主義への移行期にあっては、在来的労働市場や新たな農村副業の拡大と結合した兼業農家増加の段階であった。独占資本主義段階への移行ないし確立期から昭和恐慌期の国家独占資本主義の成立期に至るまでが上述の「専業農家累増」（兼業農家減少）の段階であった。そして日中戦争を契機とする戦時重化学工業の飛躍的發展を背景とした戦時国家独占資本主義に入って明確な「兼業農家累増」の段階へとなるに至ったと考えられる。

## (2) 地域別（県別）動向

ところで、全国的な動向はおおよそ以上のように特徴づけられるにしても、県段階まで降りてみた場合はどうであろうか。表2は、同じく労働市場の拡大動向と兼業農家形成との相関をみるために5年間ごとの職工数と兼業農家および総農家数の増減動向を中心に作成したものである。ここからは次のことがいえる。

はじめに、先のレーニンの指摘ともかかわった、「資本主義の高度な發展をあらゆるような形態」とみられる兼業農家層の形成に注目し、とくに新たな資本主義的労働市場の拡大が地域にみられた場合、そこでは兼業農家数は如何なる相関をもってあらわれていたかという点からみておこう。そのため、ここでは一応便宜的であるが各5年間の職工数増加1万人以上の県を表から取り出し、さらにこれをA群：離農によって総農家数が減少し、兼業農家数も減少している諸県、B群：総農家数が減少しているが、兼業農家数は増加している諸県、C群：総農家数も増加し、兼業農家数も増加している諸県、D群：総農家数が増加しているが、兼業農家数は減少している諸県の四つに分類し、各時期の特徴をみると以下のようになっている。

① 第一次大戦前の1909-14年では、A群（東京、大阪）、B群（兵庫）、C群（群馬、長野）、D群（京都）の6県が拾い上げられ、そこでは総農家数、兼業農家数ともに減少する傾向が（繊維工業中心の若干の県を除いて）みられた。② 第一時大戦期をはさんだ1914-19年では、A群（東京、神奈川、福井、愛知、大阪、岡山、広島）、B群（兵庫、愛媛、福岡）、C群（静岡、和歌山、鹿児島）、D群（北海道、福島、群馬、石川、長野、岐阜、三重）の20県が拾い上げられ——県名のゴシック体は重工業職工増加数>軽工業職工増加数の場合をあらわしている——、兼業農家増加県は6県で残りの14県はすべて減少県となっていた。すなわち、軽工業部門が主導的であったが重工業の發展もみられたこの時期は、各地にかつてない労働市場の拡がりをつくり出し、それが兼業農家の増加となって反映した県も一部にあらわれたが（いずれも西日本諸県）、全体としては離農および兼業の「本業化」と結びついた兼業農家減

少県が多くを占めていた\*。③ いわゆる「戦間期」についてみると、まず1919-24年ではA群（長崎）、B群（なし）、C群（なし）、D群（長野、愛知）、1924-29年ではA群（なし）、B群（なし）、C群（なし）、D群（長野）、そして昭和恐慌期の1929-34年ではA群（東京、福井、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡）、B群（なし）、C群（石川）、D群（神奈川、新潟、静岡）が拾い上げられるが、この間兼業農家増加県は1929-34年の石川県のみで、他はすべてが減少県となっていた。④ これに対して、日中戦争をはさんだ1934-39年およびそれ以降の第二次大戦期、とくに前者の時期についていえば、A群（北海道、東京、沖縄）、B群（茨城、埼玉、千葉、神奈川、新潟、富山、福井、岐阜、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、山口、香川、福岡、長崎）、C群（岩手、福島、栃木、群馬、石川、三重、宮崎）、D群（なし）が拾い上げられ、圧倒的に兼業農家増加県が占めるに至った。すなわち、戦時重化学工業の地方分散は、1939年以降の動きにもたしかめられるように、大都市県のみならず農村県、西日本諸県のみならず東日本諸県をも含んで兼業農家増加県をかつてなく多くつくり出していた。それは第一次大戦期に比較して\*\*、まさに大きな段階差をあらわすものであった。

\* たとえば、かかる傾向について渡辺信一は、「農家労働力のための家内工業的労働力収益化機会は、世界戦争を契機とする好景気に際して明らかに拡大された。この当時に於ける兼業農家とヨリ著しく大きな専業農家の増加……」に対しては、農業生産の拡張と恐らくそれ以上であった家内工業の發展とに基づく両者の専門化的傾向が最主要的な制因の一つを成していたのではないかと<sup>9)</sup>と興味深い指摘をしている。

\*\* ところで、ここで一つの論点として、すでに第一次大戦期にこれまでにはない職工農家という言葉に代表されるような新たな兼業農家が生まれ、それが社会的にどれほど「問題」をつくり出していたか、ということがあげられるであろう。この点、明確な統計資料によって示すことができないが、おおよそ以下のように現時点では推測しておきたい。

すなわち、たとえば横井時敏などは、早くからこの雇工農家の形成に注目し、第一次大戦直前にすでに工場の地方分散によって、「農家は其家業を棄つることなく副業として其労力を売ることが出来る、かかる農家は今や少なからず工場所在地に発見することが出来るやうに成つて来た」とし、それがやがては「農業の衰退」をもたらすことを指摘していた<sup>9)</sup>。また朝倉毎人は、静岡県足柄村と富士瓦斯紡績会社小山工場との関係を分析して（1919年）、工場創設にともなう通勤労働者の続出に触れつつ、そのなかで「賃銀収入と農業収入との複合により生計を営む」ものが「農民より裕」な場合も多く、「賃銀収入のみによって生活を営むもの」より「多く堅牢と安定を有する」ものとしてとらえていた<sup>10)</sup>。その意

表2 職工数5人以上工場職工増減数と兼業農

	1909-14年 職工数	1909-14 兼農数	1914-19 職工数	1914-19 (重化学)	1914-19 兼農数	1919 兼農率	1919-24 職工数	1919-24 兼農数	1924-29 職工数	1924-29 兼農数
1 北海道	6,954	2,538	23,321	7,066	△ 8,024	21.1	△ 5,773	△ 919	△ 6,460	7,008
2 青 森	239	1,099	1,065	279	3,090	28.9	2,604	264	401	637
3 岩 手	209	2,891	1,514	771	18,682	44.9	1,660	5,817	△ 355	10,103
4 宮 城	△ 314	6,828	2,692	524	△ 4,659	32.0	1,114	1,945	△ 2,778	△ 4,738
5 秋 田	1,410	943	3,146	457	△ 3,789	27.0	1,494	3,182	△ 2,600	2,176
6 山 形	1,113	△1,844	6,485	365	1,022	26.3	148	△ 435	△ 1,120	1,804
7 福 島	3,925	5,597	10,260	1,141	△15,752	12.4	333	11,929	△ 618	△ 5,484
8 茨 城	514	1,999	3,326	2,414	2,459	30.9	3,145	3,422	1,318	2,020
9 栃 木	△ 535	△2,098	6,417	426	1,715	26.9	△ 1,186	2,233	△ 2,495	△ 2,812
10 群 馬	14,648	3,719	17,583	1,311	△ 3,636	21.6	2,177	3,634	6,347	691
11 埼 玉	△ 344	△6,846	4,877	1,560	△14,956	19.8	8,673	3,646	2,144	1,489
12 千 葉	509	△9,835	3,699	843	△12,617	19.0	2,503	854	△ 2,821	753
13 東 京	16,203	△1,208	98,683	64,025	△ 1,471	30.2	△23,493	393	6,120	△ 1,470
14 神奈川	9,724	2,054	46,692	31,587	△ 3,853	33.5	△23,323	△ 417	2,162	△ 105
15 新 潟	△1,734	4,210	9,131	1,688	△ 4,815	21.3	2,909	520	927	△ 2,048
16 富 山	△ 78	943	5,375	1,413	△ 6,946	21.1	2,560	1,045	△ 1,042	△ 1,566
17 石 川	△ 675	3,660	11,597	1,594	△ 3,395	36.3	△ 1,973	10,421	2,113	1,446
18 福 井	△5,972	136	14,259	1,070	△ 3,912	28.4	△ 6,191	△ 437	7,397	633
19 山 梨	△1,048	2,952	57	△ 13	928	29.1	264	△ 947	6,166	△ 3,594
20 長 野	18,805	1,772	22,652	663	△ 3,193	30.5	12,565	△ 5,930	12,712	△ 7,557
21 岐 阜	△2,184	△2,267	10,250	1,453	△ 363	25.8	9,319	696	△ 741	△ 3,219
22 静 岡	5,882	4,586	25,132	5,575	2,188	38.7	△ 1,220	△ 6,185	332	△ 8,863
23 愛 知	9,996	△6,326	63,415	15,674	△ 2,765	28.4	16,529	△ 1,032	△ 1,308	△ 3,408
24 三 重	2,608	△1,497	12,565	3,858	△ 1,258	32.2	5,066	2,152	△ 6,656	△ 1,009
25 滋 賀	△ 352	△2,839	4,630	494	△ 283	31.9	4,377	△ 919	6,594	△ 845
26 京 都	10,111	△3,261	9,292	5,622	85	23.4	△ 1,419	38	△ 6,727	△ 1,954
27 大 阪	32,754	△ 605	124,264	63,127	△ 759	37.7	6,430	358	△17,004	△ 4,387
28 兵 庫	34,229	6,764	77,622	48,616	2,943	43.2	△24,812	3,744	△ 2,707	△12,712
29 奈 良	1,647	△ 670	7,403	79	△ 555	35.6	646	△ 66	△ 4,155	2,315
30 和歌山	4,173	2,352	13,169	2,039	2,561	45.6	1,551	△ 58	3,144	△ 1,784
31 鳥 取	180	1,176	2,363	675	△ 1,228	19.1	△ 744	471	2,060	△ 1,182
32 鳥 根	372	△3,782	2,562	1,264	△ 372	28.3	506	1,796	4,330	△ 248
33 岡 山	1,996	3,052	21,126	5,880	△ 3,879	30.8	△ 2,358	△ 9,345	360	277
34 広 島	4,244	3,762	21,772	13,265	△ 9,706	38.0	127	△11,335	△ 4,219	△10,233
35 山 口	1,704	2,316	8,119	5,837	△ 2,033	36.9	1,823	△ 2,736	3,120	△ 2,261
36 徳 島	1,928	48	6,270	737	△ 768	31.9	△ 416	△ 392	1,486	△ 2,775
37 香 川	639	333	4,666	1,938	△ 4,174	30.7	△ 313	△ 27	408	△ 71
38 愛 媛	4,545	1,348	14,231	2,292	△ 2,168	39.2	3,157	△ 4,128	△ 191	△ 8,301
39 高 知	△ 856	△6,558	7,343	4,011	△ 1,305	28.4	△ 1,652	1,647	2,758	△ 2,844
40 福 岡	5,449	391	32,187	21,379	2,563	35.0	△ 7,964	△ 689	1,816	△ 2,562
41 佐 賀	△ 597	△ 407	5,308	2,483	△ 8,462	21.2	△ 44	△ 2,195	△ 1,289	△ 707
42 長 崎	3,148	△1,783	△1,326	△5,535	△ 1,157	35.2	13,120	1,981	△ 2,359	△ 2,873
43 熊 本	972	△1,293	9,067	5,469	△ 1,340	28.6	157	194	306	△ 3,932
44 大 分	1,582	1,031	7,325	1,612	△ 5,429	39.9	1,661	△ 3,304	471	△ 9,317
45 宮 崎	690	△ 675	2,380	△ 51	△ 751	27.0	1,844	△ 737	3,868	△ 1,421
46 鹿 児 島	106	1,974	14,332	718	△ 3,219	23.7	△ 7,324	6,209	757	△ 4,274
47 沖 縄	△ 366	—	708	91	—	6.9	△ 816	9,600	△ 841	△ 291
計	188,153	16,680	798,956	327,786	△80,514	29.6	△ 2,559	25,958	11,131	△89,495

注 1) ・印は総農家数減少県をあらわしている。

2) 集計については数回繰り返して点検したが、1919年などの兼業農家数は沖縄の数値ないのに原資料では全国計国計の数値、および職工数(重化学工業部門)の1934年の全国計の数値は筆者計算のものを記入している。

3) 通商産業大臣官房調査統計部編『工業統計50年史・資料編1』(復刻版)龍溪書舎、1979年、および加用信文監修

家の増減動向（都道府県別，1909～43年）

1929 兼農率	1929-34 職工数	1929-34 兼農数	1934-39 職工数	1934-39 (重化学)	1934-39 兼農数	1939 兼農率	1939-42 職工数	1939-42 (重化学)	1941-43 兼農数
24.8	6,706	1,698	25,147	15,248	△ 385・	24.5	21,080	11,608	13,205
28.0	△ 1,146	△ 957	6,534	1,875	5,732	30.0	309	883	3,727
56.8	92	5,795	10,564	6,917	3,410	60.9	2,457	1,426	4,876
26.3	1,380	△ 4,788	4,540	4,028	6,112	25.6	1,922	2,567	5,927
30.6	294	458	5,002	2,256	7,348	36.9	2,370	2,205	3,198・
25.8	1,413	988	5,117	3,042	9,763	34.7	2,603	4,050	4,640
17.5	△ 1,976	△ 687	18,626	10,531	13,586	25.3	590	2,255	16,517
32.2	931	△ 4,944	24,318	21,095	1,658・	30.3	7,711	7,927	17,905
24.5	4,675	△ 1,745	14,247	5,846	1,397	22.9	4,858	4,402	21,038
24.4	769	△ 4,931	15,190	22,603	4,151	22.9	9,814	22,955	19,306
22.5	△ 201	△ 2,557・	35,211	24,295	9,878・	28.0	10,683	17,705	20,814・
20.0	156	△ 2,642	15,767	8,308	6,232・	22.3	9,422	9,571	11,673・
31.1	86,299	△ 908・	357,088	317,972	△ 1,022・	30.9	73,086	99,925	2,740
32.8	15,543	△ 1,127	124,175	118,527	3,504・	38.4	66,929	77,123	11,986
20.1	10,917	△ 2,257	39,588	29,051	11,041・	24.1	11,161	13,555	18,015
21.0	7,934	△ 306・	25,656	19,187	6,463・	29.8	13,949	16,375	3,020
50.7	10,862	66・	14,630	7,418	77・	55.1	1,242	7,302	6,968
29.0	16,975	△ 418・	13,884	4,785	4,213	37.1	△ 11,482	△ 997	2,670
27.1	△ 3,838	△ 4,090	3,502	1,098	24,290・	48.0	△ 5,230	1,215	7,556
24.3	△ 47,710	△ 3,961	△ 2,033	4,647	16,066・	29.8	△ 10,535	7,509	11,909
24.9	4,132	△ 2,440・	28,946	14,300	5,160・	27.5	△ 3,938	9,856	6,951
29.4	14,948	△ 12,777	40,909	18,744	11,822・	29.1	△ 8,632	8,354	2,205
27.2	40,901	△ 6,589・	145,178	116,086	23,122・	39.2	43,144	100,306	16,358
32.7	6,658	△ 1,747・	16,269	7,641	11,391	40.7	△ 930	8,105	13,978
30.8	6,330	△ 1,335・	4,728	△ 1,478	5,522・	37.8	△ 3,442	△ 2,781	7,844
21.7	14,753	△ 882・	41,364	18,111	4,556・	27.8	△ 16,632	7,557	5,574
35.1	67,457	△ 1,251・	189,802	171,022	2,836・	42.2	△ 36,685	25,166	9,437
38.6	15,945	△ 8,874・	111,323	107,756	6,892・	39.8	△ 27,247	8,711	20,933
38.6	1,869	△ 1,389・	7,034	2,209	305・	39.1	△ 2,893	386	4,106
43.6	345	△ 59	9,358	3,765	786・	46.6	△ 10,409	1,547	4,569
17.8	△ 828	△ 256	2,438	2,203	1,054・	21.2	△ 57	478	4,724
31.2	1,684	△ 1,718・	5,177	5,124	5,151・	37.0	282	1,671	2,565
25.9	8,280	△ 3,371・	22,721	9,717	5,375・	28.8	△ 4,489	4,660	14,182
28.2	9,072	△ 7,916・	41,040	29,996	13,029・	34.0	2,365	9,369	8,870
34.4	6,802	△ 3,501・	27,263	22,665	8,542・	43.3	△ 3,728	△ 1,766	14,127
28.1	877	△ 843	5,592	3,876	△ 722	25.9	1,051	1,616	7,239
30.7	1,652	△ 2,360・	10,877	6,920	374・	29.6	△ 2,169	212	8,920
29.8	2,230	△ 7,162・	12,405	12,099	15,749・	37.6	△ 8,538	2,002	6,713
27.9	△ 2,056	△ 7,153・	7,062	5,263	32,573	61.9	△ 5,223	△ 2,005	9,033
38.2	24,712	△ 1,824・	67,405	60,518	22,961	55.8	9,001	11,312	8,614
17.6	△ 572	△ 399・	5,722	3,220	2,346	21.6	532	1,562	△ 1,277
35.1	25	△ 1,789・	22,661	19,048	6,748	40.6	16,082	20,515	5,327・
25.8	△ 1,721	△ 3,769・	3,911	3,510	4,922・	27.2	1,363	3,233	17,823
29.2	△ 3,411	△ 5,825・	5,710	3,057	7,313	32.4	△ 2,583	348	12,307
22.6	5,327	115	10,925	8,694	1,397	23.0	△ 4,845	△ 4,280	△ 7,104
23.2	2,413	△ 1,598	5,800	1,098	404	22.3	△ 869	1,400	28,657
17.5	310	1,865	10,188	119	△ 189・	18.7	△ 6,641	13	2,085
28.4	338,209	△ 112,180	1,618,561	1,284,012	332,933	32.9	136,809	527,108	442,450

の数値に沖縄が含まれていることなどもあって表1の全国計の数値とは一致しない。この他1939年の兼業農家数の全

・農林統計研究会編『都道府県農業基礎統計』農林統計協会，1983年，より算出，作成。

表3 兼業農家増加県（地域別）および兼業農家率上位20県

	東 北	関東・東山	北 陸	東 海	近 畿	中 国	四 国	九 州	計
1909-14年	5	5	4 (1)	1	2 (2)	4 (4)	3 (2)	3 (2)	27 (11)
1914-19年	3	3	0	1	3 (1)	0	2 (1)	3 (2)	15 ( 4)
1919-24年	5 (1)	6 (2)	3 (2)	2 (1)	3 (3)	2 (2)	1 (1)	3 (1)	25 (14)
1924-29年	4	4 (1)	2	0	1	1 (1)	0	0	12 ( 2)
1929-34年	3	0	1 (1)	0	0	0	0	1	5 ( 1)
1934-39年	6	8 (6)	4 (3)	4 (3)	6 (6)	5 (5)	3 (2)	7 (2)	43 (27)
1919年	2	2	1	2	5	5	2	3	20
1924年	2	3	1	2	5	5	2	3	20
1929年	3	2	2	2	5	5	2	2	20
1943年	1	3	4	2	4	4	3	1	20

注 1) 北海道、沖縄は除いている。

2) ( )内は総農家数減少県でもある数。

3) 表2から、各5年間職工増加数1万人以上増加県という限定をつけることなく兼業農家増加県を地域別にすべて取り出し作成。

それでは次に、「もっとも幼稚な経済構造をしめすような形態」あるいは「一連の過渡的な段階」を示すような兼業形態を考慮しつつ、労働市場の発展がこの間に余りにみられなかった地域での兼業農家の動向は如何なる傾向がみられたのかという点についてみておこう。表3からは次のことがいえる。① まず全体を時期別にみた場合、兼業農家増加県は、1909-14年27県(先

のB、C群の場合3県)、1914-19年15県(同6県)、1919-24年25県(なし)、1924-29年12県(なし)、1929-34年5県(同1県)、1934-39年43県(同27県)となっており、先にみたB、C群県数に比較して数の上では非常に多くの県が拾い上げられてくる。つまり、ここには新たな資本主義的労働市場がその県に開かれるかどうかは直接的には関連もないままに兼業農家増加県が形成されてきていることが示されている。② これを地域別にみれば明らかのように、その典型例は東北であって、ほとんどの県が新たな労働市場展開はきわめて弱いものであったにもかかわらず、兼業農家が総農家数の増加のなかでふえつつづけている例が多く、それは日中戦争以降に至ってもつつづいてきている\*。こ

味では、彼らはいずれも従来の貧農、半プロ層あるいは農村雑業層とは性格を異にした——賃労働の形態・内容、生活面、農業経営との関係などにおいて——兼業農家の発生に注目していたといえる。しかしそれは、第二次大戦期に各地に形成される兼業農家のように、一つの「農業問題」として社会的にも大きく注目を浴びるまでには至らなかったと思われる。

というのは、たとえば一例をあげておくと、1914-19年に兼業化趨勢のもっとも強かったB群諸県の一つであった兵庫県においてすら、当時農家労働力が通勤という形態で重化学工業と結びつく力は弱く、地場産業・軽工業(中小零細企業、繊維関係工業)への通勤という形態も含んだ「出稼型」の賃労働者化が圧倒的に支配的でもあったからである。すなわち、「大正五年末現在ニ依レバ県下各郡市、多数工場ニ於テ使用セル職工数ハ……其数15.6万ノ多キニ達スベク其内神戸、姫路、尼ヶ崎、三市附近ノ工場ニ於テ使役セルモノ約総数ノ6.7割ヲ占メ之等多ク造船、鉄工、製油、護謨、電気、瓦斯其他化学工業製品ノ製作等専門的技能ヲ要スル職工ニシテ紡績、燐寸等ノ一部ヲ除クノ他到底農家子弟婦女ノ一時的出稼ニ適セズ之等ヲ除キタル職工ノ3.4割ハ農家ノ子弟婦女トシテ出稼ノ余地アル工場」でしかなく、その出稼ぎの「男子ノ従事セル作業ハ主トシテ酒造、素麺、皮革、煉瓦、肥料、製紙、紡績等ニシテ女子ハ綿織物、製糸、紡績等ニ従事セルモノ多ク……<sup>11)</sup>」という状態であった。

\* この点で若干補足しておく、表2の職工数増加傾向が明らかにしているように、東北は1914-39年の福島および1934-39年の岩手、福島を除いては、いずれの5年間も職工数1万人以上増加の事例はないほどに、新たな労働市場の展開力は微弱であった。だが、それにもかかわらず、この間に兼業農家が——その量的なものは問わないにしても——増加しつつづけていたのは如何なる理由か、あるいはどのような事態とかがわりあっていたのか。ここではこれを自小作別動向にのみ限定して少し触れておきたい。表4は、やはりこれまでの表と同じく1909年以降の5年間ごとの東北と近畿の自小作別農家数の増減をみたものであるが、ここから推測されるのは、それが小作農層の増加と無関係ではなかったと思われることである。すなわち、近代的・資本主義的労働市場の未展開のなかでの東北の農民層の分解、そのなかで分家による新設農家の増加なども加わることによって、結局貧農と重複するところの滞留する「農村雑業層<sup>12)</sup>」が形成され、統計上兼業農家として反映していたのではないか。そしてそのことが、地主的土地所有は全国的には1920年代に

表4 東北・近畿の自小作別農家増減動向(1909~43年)

	総農家数	自作	小作数	小作	
東 北	1909-14年	20,371	△ 5,160	8,247	17,284
	1914-19	18,368	△ 2,490	14,865	5,993
	1919-24	14,096	△ 7,289	20,304	1,081
	1924-29	19,723	△ 2,298	9,596	12,425
	1929-34	28,758	△ 2,838	2,003	29,593
近 畿	1934-39	19,534	631	16,735	2,168
	1939-43	21,530	17,554	△12,317	16,293
	1909-14	△ 5,946	△ 9,056	5,559	△ 2,449
	1914-19	△ 5,272	△ 5,895	30	593
	1919-24	△ 8,596	△ 1,921	728	△ 7,403
歳	1924-29	△ 1,794	2,933	14,402	△19,129
	1929-34	△11,052	△ 19	4,366	△15,399
	1934-39	△26,540	△ 6,529	△ 169	△19,842
	1939-43	16,233	12,283	△10,274	14,224

注 1) 加用信文監修『都道府県農業基礎統計』農林統計協会、1938年、より算出、作成。

れに対して近畿、中国などは逆に兼業農家増加県の一定数は総農家数減少県と重なり合っている。③ いいかえれば、兼業農家率上位20県の地域別動向からも明らかのように——あるいは離農を示す総農家数減少県の動向からも——、西日本諸県の兼業・離農の「先進性」は少なくとも第二次大戦期まではきわめてはっきりしたものであった。しかし、東北、関東、北陸など東日本諸県の多くは、兼業農家率も低い県が多いにもかかわらず兼業農家数だけはふえつづけていたのである。そして、これらの地域差をもった構造が新たな変化をみせてくるのは、関東、北陸などにおいて兼業農家増加県と総農家数減少県が重なり合う、あるいは兼業農家率上位20県にランクされる県が増加する第二次大戦期であった。

## 2. 戦時体制期における兼業農家の存在構造

——問題発生メカニズム——

### (1) 殷賑産業地域における兼業農家の形成

さて、以上のような日中戦争以降の兼業化の進展は、この時期に実施された農林省「農繁期労働力調整調査」

の結果\*によっても裏付けされているが、ここで兼業化の進展構造を断面に切断して図におとしてみると図2のようになる。これは前節でみてきたことの再確認でもあるが、農業日雇兼業農家に代表されるような様々な農村雑業の兼業農家がある一方、他方では従来からの農村県も含めて各県に「大工業」「中小工業」と結合した新たな兼業農家が形成されてきていることがよくわかる。かかる地域的分布差は、まさに「彼等は彼等の周囲を圍繞する所としての経済環境の性質に規定されつつ、農業地帯に於ては農業賃労働者の日雇として、又都市の産業地帯に於ては近代的工場賃労働者として、自己の生計維持の為の現金取得と、その自家過剰労働力の収益化を図ってきた」<sup>14)</sup> 結果である

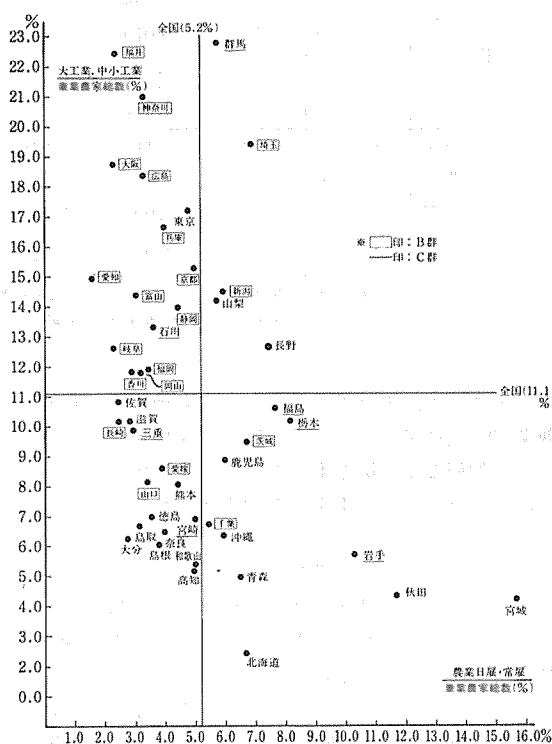


図2 兼業形態別農家の地域的分布状況(1941年)  
注 農林省総計調査局編『事変下我が国農家の概観—昭和16年度期調査を中心として—』農林統計協会、1943年、より算出、作成。

後退局面に入るといわれつつも、なお東北では強固な展開をみせつつ戦時期へと至るとのことの「補完」の関係にもあったのではないが。たとえば、この点について清水洋二は、戦前東北の水稲単作地帯での農村労働力流出構造を分析し、「地主的土地所有は雑業的労働市場と相互規定関係にあるのであって、資本主義的労働市場とはむしろ矛盾対抗関係にあるということができよう<sup>15)</sup>」としている。

\* 農林省「農繁期労働力調査」を整理した農林省総務局統計課『農作業従事者に関する調査』(第1輯、1946年)によれば、「軍需産業へ転出せる者」は1937.7.1~39.8.10の期間に88.1万人(うち通勤者36.9%)、1939.8.1~40.2.15の期間に53.5万人(44.4%)、1940.2.16~41.2.15の期間に66.3万人(46.3%)であり、通勤者の比率が徐々に高まり、男女別でも男子の方が高かった。



表5 工員送出農家の経営変化（栃木県足利郡筑波村）

通勤者 内 容	耕 作 面積別	農 家 数 (1936年)	所属農家の耕作面積の合計			1戸当り平均耕作面積			農 家 数 (1941年)
			(1936年)	(1941年)	1936~41 年の増減	(1936年)	(1941年)	1936~41 年の増減	
I 経営主 転業型	~0.5 町	17 戸	530 畝	626 畝	96 畝	31 畝	37 畝	6 畝	24 戸
	0.5~1.0	20	1,397	1,250	△147	70	63	△ 7	13
	1.0~	5	740	557	△183	148	112	△36	5
	計	42	2,667	2,433	△234	64	58	△ 6	42
II 相 続 人 転 業 型	~0.5	9	243	417	174	27	46	19	11
	0.5~1.0	10	681	686	5	68	69	1	9
	1.0~	5	662	594	△ 68	133	119	△14	4
	計	24	1,586	1,697	111	66	75	9	24
III 相 続 人 工 員 型	~0.5	2	58	73	15	29	37	8	5
	0.5~1.0	14	1,019	1,008	△ 11	73	72	△ 1	9
	1.0~	8	1,144	1,072	△ 72	143	134	△ 9	10
	計	24	2,221	2,153	△ 68	92	89	△ 3	24
IV 過 工 剩 勞 働 力 型	~0.5	3	115	218	103	38	73	35	3
	0.5~1.0	12	842	893	55	70	75	5	11
	1.0~	6	1,098	1,057	△ 41	183	176	△ 7	7
	計	21	2,055	2,172	117	98	103	5	21

注 1) 大橋一雄「第2次大戦下における『職工農家』についての調査報告」  
『労働科学』45巻9号、1969年、表5-1、5-2より作成。

う。ところで、それではこのように各地につくられた兼業「先進」地帯——いわゆる殷賑産業地域——にあっては、如何なる特徴をもった状況が生み出されていたのか。以下、当時の事例的な調査研究から三つほど紹介しておこう。

#### ㊦ 栃木県足利郡筑波村の事例

はじめに、当該地域全体の分解の様相を扱ったものではないが、栃木県足利郡筑波村における中島飛行機製作所への通勤農家に限定した調査事例を取り上げたい。まず表示はしていないが、調査農家の性格について少し触れると、調査農家111戸はいずれも1936年時点で農家であり、7戸を除いてはすべて36年以降から41年までに通勤農家になった。自小作別にみると、自作15戸、自小作20戸、小作76戸と多くが小作層であり、それはまた後述する「転業型農家」において多くを占めていた。表5からは次のことが読み取れる。① 通勤者の内容に関係なく、0.5町未満層はいずれも所属農家の耕作面積の合計を増加させ、1戸当りの面積もふえている。② 0.5~1.0町層では「経営主転業型」（就職時の年齢が30才以上で経営主として存在したもの）が耕作面積の計および1戸当りのそれも減らしている。しかし他方、「相続人転業型」（父親が

まだ経営主で将来相続予定であり、就職時年齢が21~30才未満であったもの）、「相続人工員型」（未成年の長男で就職時年齢が20才以下であったもの）では大きな変化はなく、「過剰労働力工員型」（二、三男ないし弟のごとく将来分家が予想される地位にあったもの）においては逆に耕作面積の合計も1戸当りのそれも増加している。③ 1.0町以上層においては、いずれの内容をもった形態も耕作面積の合計は減少し、1戸当りのそれも減少しているが、なかでも「経営主転業型」の場合は減少割合がかなり大きいものとなっている。④ かくして、1936年と41年の農家数の変化をみると、全体として0.5~1.0町層であった農家層が「経営主転業型」を中心に大きく減少し（20→13戸）、0.5町未満層が増加している。しかし、「相続人工員型」および「過剰労働力工員型」では1.0町以上層がむしろ増加の傾向をみせている。つまり、以上のようにみると、農業労働力が「恒常的」に工場に抱括される場合、一般的には「当時の農業技術の水準、戦時下という特殊な生産条件、労働力事情の下に在っては、耕作面積の拡大が1町歩以上層では容易ではなかった」<sup>15)</sup> ことなどもあって、いわゆる職工農家にあっては上向する場合はきわめて少なく、下向分解が支配的であったこ

表6 経営面積規模別兼業状況と農家構成の変化(石川県吉田村)

	～5反	5反～1町	1～1.5	1.5～2.0	2.0～2.5	2.5～	計
重工業	17( $\frac{17}{10}$ )	14( $\frac{14}{10}$ )	15( $\frac{15}{10}$ )	9( $\frac{9}{10}$ )	3( $\frac{3}{10}$ )	1	59(143)
機業	23	20	33	38	22	6	142
製陶所	2	3	—	—	—	—	5
人夫・土方	1	2	2	6	1	—	12
大工	1	1	2	—	—	—	4
荷馬車挽	1	—	1	—	—	—	2
農業日雇	1	3	5	3	—	1	13
その他賃労働	6	7	1	4	—	—	18
職員	11	5	6	3	8	—	33
計	63	55	65	63	34	88	288
重自作	2	2	3	—	—	—	7
工自作	1	—	1	3	1	—	6
業自作	2	3	5	5	2	1	18
業小作	12	9	6	1	—	—	28
機自作	4	2	6	2	2	1	17※
機自作	7	1	3	9	10	2	32
業自作	3	8	11	11	6	4	43
業小作	9	9	13	16	4	—	51
重工業入社	4※	5※	1	—	1	—	11
38～39年	5	3	4	3	—	—	15
40～41年	7	7	10	6	2	1	33
総農家数	54	42	44	62	44	12	258
同 1937年	34	70	125		21		250
1942年	25	48	110		55		241
(吉原集落)37年	3	9	14		8		34
42年	11	11	10		7		45

注 1) ※印は合計数字が合わないがそのまま掲載。

2) ( )内の分母は長男、分子は戸主の意。

3) 総農家数(258戸)の数字は年不明であるがそのまま掲載、なお、1937、42年の数字は「農事統計」のそれである。

4) 帝国農会『農業機構と人的資源に関する調査』1943年、第23、37、40表より加工、作成。

とがわかる。

#### ⑤ 石川県能美郡吉田村の事例

次に、従来「機業と米作」の村であり、小松製作所が創設されたことによってその影響を受けていた石川県能美郡吉田村(吉原集落)の事例を取り上げたい。表6からは以下のことがいえる。① 経営規模別階層と重工業入社年別の入社人数との関係を見ると、1937年まではそのほとんどが1町未満層農家からのものがあったが、その後は徐々に上層にまで及びほぼ2町以下層にまでかなりの数の労働力を供給するに至っている。② 自作別では調査時点の計で小作がもっとも多いが、自作、自作の1～2町層も一つの労働力流

出階層を形成している。またその労働力の性格についてみると、1町以下層までは戸主が、それ以上の層では長男層が中心となっている。③ 他方、もう一つの兼業の柱である機業についてみると、経営規模でいえば1～2町層を中心にほぼあらゆる階層にわたって婦人が就業している。なおその他の兼業については、その他賃労働が1町未満層、人夫・日雇などが1～2町層に集中し、職員層はほぼ分散傾向をみせている。④ その結果、農業生産面においては、たとえば第二種兼業農家にあつてはその半数以上が農業日雇を雇用し、さらに賃牛馬耕に依存するものが大部分である、といった状況も生れた。⑤ かくして、調査対象の中心集落で

表7 通勤労働力流出と農業経営（福岡県安德村）

		～5反	5～10	10～15	15～20	20～	計
大工業以外 に通勤せる 者（1937年 以前より）	自作	6 <sup>人</sup>	5	4	1	1	17
	自小作	1	1	1	1		4
	小自作	1	1				2
	小作	9	1	1			11
大工場に通 勤せる者 （1937年以 降）	自作	4 <sup>人</sup>	2	1			7
	自小作	1	1	4	7		13
	小自作	—	1	—	6		7
	小作	1	5	1			7
女のみ農業従事農家群 戸主と女 <sup>※</sup> （長男農外）		13 <sup>戸</sup>	8				21
		5	8	9	9	1	32
"（長男農業）				2	4		6
調査集落 農家戸数	1937年	11	9	12	10	6	48
	1943年	18	16	11	13	1	59
安德村農 家戸数	1938年	63	38	58	69	46	274
	1943年	76	82	66	53	27	304

注 1) 東亜農業研究所『農工両全への途—福岡県安德村調査座談会』  
1943年、第8、10表より作成。

あった吉原集落においては、いわゆる戦時における新設農家の参入もあって下層農家が増加するといった傾向がみられ、他方吉田村全体では——「農事統計」による農家把握に若干問題もみられるが——1～2町の間層の減少、2町以上層の増加といった傾向もみられた。すなわち、そこでは、「以上を通観するに……本町に於ける『2町以上耕作農家の増大』と『職工農家への分解傾向』は兼業の面より見れば家族内の主婦乃至は娘が村内の機業所に通勤し主人を中心とする中堅労力を以て2町以上若くはそれに近い面積の農業経営をなす農家と、主人或は長男の中堅労力が附近の重工業に通勤し農業経営は残りの婦人労力乃至は老人の労力を以て可能な程度に止める所の飯米職工農家への分解傾向として把握される」<sup>6)</sup> といった状況が生れていた。

#### ◎ 福岡県筑紫郡安德村の事例

最後に、上記の吉田村に比して全体として落層化傾向を明白にみせていた福岡県筑紫郡安德村の事例を取り上げておきたい。村内の二集落の調査結果を整理した表7からは次のことがいえる。① 日中戦争以前は教員、役場吏員、大工、屋根葺等、いわゆる職員と雑業が中心の兼業形態が支配的であったが、それ以降においては通勤形態をとる大工業職工が圧倒的に増加してきている。② そのなかで、大工業以外の兼業従事者は一般に自作の小さい経営および5反以下の小作層に多く、大工業に働く兼業従事者は自小作、小自作層の相当の規模をもった農家層にまで広がっている。③

表示はしていないが、その年齢構成についてみると、大工業に働く者は15才から30才まで、とくに15才から20才までが最も多く、大工業以外の非農業者は種々の年齢に跨っていた。④ その結果、農業従事者別農家群は、1町未満層においては34戸のうち21戸が「女のみ農業従事農家群」となっており、1～2町層においては24戸のうち18戸が長男が農外に出ている「戸主と女農業従事農家群」となり、全体として後継者たる長男が踏み留まって農業をする専業農家は微々たるものになった。⑤ そのなかでは、一方では先の吉田村と同様に飯米農家が専業農家に耕起とか脱穀等の作業依存をするような状況も生れ、他方では工場収入と農業収入とが均衡がとれていないなか、「職工を出して居る農家に対して専業農家は太刃打ち出来ない」状況も形成されてきた。⑥ かくして、1町未満層の急増、1～2町層の停滞、2町以上層の急減がみられ、総農家数は新規参入もあって大きく増加した。つまり、「自小作農で相当大きい経営をやっていたものが一様に耕作面積を縮少し……そして自作の小さい経営の農家と特に小作の5反以下の小経営の農家とが非常に殖えてきた」<sup>17)</sup> のであった。

以上の事例からみられるように、この時期各地に形成された股販産業地域などの兼業「先進」地帯にあっては、従来少なくとも一つの層としてはみられなかった新たな兼業農家層が生み出され、かかる兼業化の波はそれにとどまることなく、これまで生産力の中心的

担い手であった自小作, 自小作中間層にまで及んだ。その結果, 個々の経営のみならず地域の農業生産維持にも困難を来し, 従来の農村の生産関係, 秩序意識も動揺を来すこととなった。新たな農業問題の発生——それはたとえば, ① 農業労働力の質的低下, ② 農業雇用労働の潤渇, ③ 農業労賃の高騰, ④ 農村内協同の破綻, ⑤ 飯米農家の増加と供出の不振, ⑥ 土地返還と又小作地の増加, ⑦ 専業の中核農家の負担過重, ⑧ 農村の保健思想の危機, ⑨ 農民思想の悪化, ⑩ 健全な農村構造の破綻など<sup>18)</sup>——であった。

(2) 兼業化メカニズムと問題発生の本質

ところで, 以上のような事態がもたらされたメカニズムについて, ここでいさ少し触れておきたい。というのは, 上述したような現象の背景には以下のようなメカニズムが働いていたこともみておかなければならないからである。それは次の如くである。

戦時重化学工業の発展は, 重工業部門のなかでもとくに大量に労働力を要求する機械器具製造業部門などを中心に地方分散化の傾向を強めてきたが, そのねらいの一つは低賃金でしかも工場労働に適應しうる能力をもった男子基幹労働力の確保にあった。かかる工業部門の労働力需要に対する影響は, 既に農村雑業層あるいは地場産業における賃労働者として兼業化していた部分<sup>19)</sup>も含んだ農村中間層にまで及ぶものであったことは前述した。ところでこの場合, 一つみておか

なければならないのは, かかる労働力流出=兼業化の要因はたしかに工業と農業における賃金・所得格差の下でのいわゆる「ブル」作用が強いところにあったが, 他方ではいわば労働力が流出し易い構造が農業内部にもつくられつつあったことであった。

すなわち, すでに別稿でも述べておいたように<sup>20)</sup>, 各階層の農民層が賃労働形態をとるかどうかは, 一つは農家の副業とりわけ農業的副業部門の導入が如何に図られるかにあった。そしてその場合, 一般的な姿としては, 半封建的地主的土地所有の存在がこれを阻害し, 小作零細農を中心に「米+賃稼ぎ」の構造が成立し, それは昭和恐慌下の経済更生運動の展開下においても変わることなく, むしろ「米と藁の経済構造」の崩壊によって潜在的には賃労働排出圧力をより強くさせていた。そしてこれに加えて日中戦争以降の戦時統制による影響があった。「耕地は濃廃し, 労務要因は供出を命ぜられ, 耕作物の割当は行はれ, 従って農家経済の過去に於ける多角経営は従前の形に於ては維持されず, 作物は全国防経済の要請よりして, 小麦豆藷の主要国民食糧及び限定せられたる特殊の工業原料作物のみとなり, 汎ゆる『不要不急』の作物は強固なる作用割当に基く結果, 整理せられ, 又禁止された。農家の過去の副業も亦維持することを得ず, 其の形は転換して行った」<sup>21)</sup>からである。いまその一端を農家の経営規模別・自小作別にみておくと——それは労働力流出の

表8 1戸当り農業生産価額構成 (1940年, 全国)

		田 作 地 帯				田 作 兼 畑 作 地 帯			
		自 作	自小作	小 作	計	自 作	自小作	小 作	計
水稲生産価額比 (%)	~0.5	38.3	45.2	55.3	45.6	15.1	21.5	33.2	21.5
	0.5~1.0	45.7	49.4	58.0	50.4	23.8	28.6	34.0	27.9
	1.0~1.5	48.4	53.0	60.9	53.2	26.1	31.4	33.2	29.7
	1.5~2.0	52.9	57.7	67.9	58.2	27.7	31.5	34.9	30.2
	2.0~3.0	62.5	65.2	70.6	65.3	31.2	33.1	41.6	32.9
	3.0~5.0	68.1	73.8	75.1	71.9	34.0	37.6	46.9	36.5
	5.0~	82.7	79.1	73.4	80.3	41.4	51.5	84.2	48.8
	計・平均	53.7	57.9	63.8	57.7	28.1	31.8	36.0	30.8
水稲以外生産価額 (円)	~0.5	322.4	307.1	210.6	281.0	352.6	421.2	235.7	343.8
	0.5~1.0	640.2	610.8	446.0	576.2	813.9	772.1	649.0	764.7
	1.0~1.5	962.9	879.1	671.2	861.7	1,263.7	1,171.7	1,052.6	1,186.2
	1.5~2.0	1,153.6	1,026.8	723.1	1,005.0	1,669.7	1,530.6	1,432.6	1,577.9
	2.0~3.0	1,142.5	1,060.5	891.1	1,056.0	2,029.9	1,942.5	1,523.9	2,044.9
	3.0~5.0	1,359.8	1,077.3	1,007.2	1,170.7	2,523.0	2,407.4	1,737.1	2,407.3
	5.0~	1,143.7	1,368.9	1,856.6	1,292.9	2,833.0	2,736.9	677.1	2,665.2
	計・平均	871.1	834.3	560.4	783.7	1,300.4	1,222.1	835.5	1,196.1

注 1) 中央農学会『適正規模調査報告』第1輯, 第2輯, 1943年, より作成。

因であり果であるのだが——表8のようであった。ここでみておきたいのは、農業総生産額に占める水稲生産額の比率は規模の小さい層ほど低くなっている傾向から、一見下層ほど「多角化」しているかにみえる(自給部分の反映もあって)。しかし、水稲以外の部門の絶対額の明らかなる階層差(中・上層の優位さ)、あるいは自小作別にみた場合の小作層の水稲依存度の高さからうかがわれるように、小作層を中心にした下層はむしろ「単純化」「単作化」の傾向をみせていたことである。つまり、かかる労働力排出の農業生産構造の上に、上述のような統制が加わってさらに流出が促進されていたのである。

まず以上の点を確認し、次にみておかなければならないのは、上述のようななかで進展しつつあった兼業化が農業生産力を崩壊せしめていくという場合、その

背景には戦時国家独占資本主義の低賃金・長時間労働を土台とする資本蓄積、工業生産力維持・拡充のメカニズムが強く働いていたことである。すなわち、当時の——今日でもそうなのだが——基本給の低さを手当諸給で補填するという賃金システムは、一般的に「残業手当を含まない賃金収入は余りに小額であって生産費を賄うに足らず、事実上は残業も定時の労働と同様に強制的なものとして現われ」<sup>22)</sup>ざるをえないという事態をもたらしていた。事実、表9はその一端を示しており、手当諸給が手取賃金額のほとんど半ばにも達しているなかにあつては、必然的に残業労働時間の強化とその影響による農業労働従事の困難がもたらされ、そこでは「運動工の、工場労働と農業労働との対立が、低賃金労働の成立基盤でありながら、逆に、この対立ゆえに崩壊せしめられ(農業生産が——引用者

表9 農村通勤工の賃金

	1937年12月	1938年3月	同 6月	同 9月	同 12月
支給額	29.92	30.48	31.27	30.56	32.16
{ 本 給	12.04	16.11	25.56	17.85	16.81
{ 手当諸給	41.96	46.59	56.83	48.41	48.97
(四) 計	(28.7)	(34.6)	(45.0)	(36.9)	(34.3)
手当諸給 / 計	6.00	4.14	7.01	8.35	9.32
控 除 額	35.96	42.45	49.82	40.06	39.65
差引手取賃金					

注 1) 原資料は労働科学研究所『農村地帯に進出せる大工場への農家通勤工に関する調査報告』、三好正巳『続・戦時労働市場に関する研究』『立命館経済学』第20巻1号、1971年、39頁、附表34を若干加工、作成。

表10 月別耕作面積別出勤率

出勤すべき日数	5反未満 (222名)			5反～1町 (169名)			1町以上 (53名)		
	出勤すべき延日数 (1)	出勤した延日数 (2)	同割合 $\frac{(2)}{(1)} \times 100$	出勤すべき延日数 (1)	出勤した延日数 (2)	同割合 $\frac{(2)}{(1)} \times 100$	出勤すべき延日数 (1)	出勤した延日数 (2)	同割合 $\frac{(2)}{(1)} \times 100$
1月 27	5,994	5,375	89.7	4,563	3,960	86.8	1,431	1,317	92.0
2月 25	5,550	4,986	89.8	4,225	3,575	84.6	1,325	1,104	83.3
3月 29	6,438	5,480	85.1	4,901	3,942	80.4	1,537	1,299	84.5
4月 27	5,994	4,831	80.6	4,563	3,319	72.7	1,431	1,063	74.3
5月 29	6,438	5,551	86.2	4,901	3,985	81.3	1,537	1,178	76.6
6月 28	6,216	4,263	68.6	4,732	2,028	42.9	1,484	458	30.9
7月 29	6,438	5,282	82.0	4,901	3,307	67.5	1,537	985	64.1
8月 29	6,438	5,708	88.7	4,901	4,254	86.8	1,537	1,228	79.9
9月 28	6,216	5,611	90.3	4,732	4,319	91.3	1,484	1,338	90.2
10月 27	5,994	5,190	86.6	4,563	3,855	84.5	1,431	1,215	84.9
11月 27	5,994	4,337	72.4	4,563	2,244	49.2	1,431	599	41.9
12月 28	6,216	5,290	85.1	4,732	3,671	77.6	1,484	1,033	69.6

注 1) 大橋一男「前掲論文」所収、表9より転載。

注), そこから戦時生産機構そのものを破綻してゆく<sup>23)</sup>といった事態が進展していたのである。つまり、長時間労働——ある工場における通勤工の労働時間は「日勤」で11時間(休憩1時間), 二交代制の「前勤」で10時間(同1時間), 「後勤」で10時間(同30分), 「昼勤」で12時間(同1時間), 「夜勤」で12時間(同30分)であった<sup>24)</sup>——と、他方での農業の遅れた生産力段階および戦争の影響は、いわば相乗効果をもって矛盾を拡大していたのである。

しかもそれだけではない。その遅れた農業部門すなわち地主的土地所有者によって制約され、手作業・畜力段階にあり、かつ資材不足によって逆に労働力不足をより一層強めていた農業部門は、農外賃金の有利性は認められつつもそれだけでは生活しえない事情、あるいは労働力不足による農業日雇賃金の高騰、戦時下食糧問題の深刻化などと相俟って、今度は工業生産力の展開をも制約していたのである。いわゆる職工農家の出勤率低下に代表される労務管理にかかわった問題がこれである。たとえば表10は、岡山県のある鉱山事業所の月別出勤率の変化をみたものであるが、6月の農繁期においては5反未満層で68.2%, 5反~1町層で42.9%, 1町以上層では30.9%にまで下がるような事態が生れていたのであって、それは工場の場合でも同様であった。その意味では、まさに兼業農家問題はいわゆる「農工調整問題」の重要な「結節点」となっていたのである。

### 3. 戦時体制下の兼業農家対策

#### ——危機下における論議の特徴——

#### (1) 農業業再編成と適正規模論

兼業農家対策をめぐる議論が、先に紹介したような調査研究とともに盛んになってくるのは太平洋戦争に入る前後以降のことである\*。その内容は以下にふれ

るが、ここであらかじめ言及しておきたいのは、昭和恐慌、日中戦争、太平洋戦争へとつづく一連の事態の進展のなかで生成・変化していく農業再編成をめぐる議論、とりわけその中心をなしていたいわゆる適正規模論<sup>27)</sup>についてである。というのは、農山漁村経済更生運動から標準農村皇国農村確立運動へと及ぶ流れのなかで中心的位置を占めてきたこの議論が、兼業農家をめぐるそれと大きくかかわって展開してきているからである。そこで以下では、従来、兼業農家の存在それ自体は注目されつつも、むしろ一般的には「過小農問題」としてしか認識されず、しかも政策的には農家副業問題あるいは移住問題としてしか展開しえなかった農業政策の流れのなかに、適正規模論をベースにおいた兼業農家論議が如何なる姿で生れるに至ったかという点について言及しておくことにしたい。

#### ① 昭和恐慌期

まず昭和恐慌期の論議についてみておくと——日中戦争以降との対比において——、かつてのいわゆる中小農保護論争などにもみられていた、いわば「農家の窮状と過小農制が一つの社会・経済問題<sup>28)</sup>」として認識されるという傾向は、この時期一層強いものがあつた。しかも留意されるべきは、なおこの時期基本的にはこの「過小農問題」も農業・農村内部の方向で処理する議論が支配的であつたことである。すなわち、たとえば「過剰人口」の処理方策の思想と結合した「分村移民」は、「農山漁村経済更生計画」のなかにはこの段階では取り上げられずに<sup>29)</sup>、「過小農問題」は経済更生運動の主流であつた自給の拡大、副業の導入、経営の複雑化、共同化、産業組合の拡充、隣保共助の精神の強調などといった方向で問題にされていた。換言すれば、次にみるような、農業経営・農家経済の安定を「規模」の問題として論じる方向ではなく、むしろ「単純ナル農業経営組織ノ弊ヲ避ケ農家経済ノ安定ヲ期スル為当該地方ノ実情ニ応ジ耕種ノ飼養、養蚕及農産加工等ヲ適度ニ按配シ農業経営ヲ複雑化スルコト<sup>30)</sup>」での安定を主眼としていたのである。それゆえここでは、兼業農家の排除を政策的にも顕在化させる方向での政策思考は少なくとも表面化することはなかった。その意味では、東畑精一が「大正の末年には小作争議の激化に伴って特に大地主に対しての小作制度が、昭和5年後の農業恐慌に対しては小農組織が問題の焦点を描き、近時は局面を変じて農業生産力の前提としての農地制度並びに経営規模の全体が検討せられているが如くである<sup>31)</sup>」といったように、この時期の問題の焦点は

\* この点、たとえば当時内務省国土局調査官であつた西水孜郎は、「工業立地が進展し、土地、労務の問題に何等から調整を要するに至り、農工調整の必要が叫ばれるようになったが、其の後既に足懸け3年になる。この間、新聞、雑誌に各種の論議が繰り返されたので、問題の在り所も略々明らかにされてきたが、官庁側としても、旧企画院、内務省、旧農林、商工両省等の国土計画関係で、この問題の研究と具体的措置の方策追求に努め、地方に於ては地方庁に既にこの問題を処理するための審議会、或は委員会が設けられたものも、一、二に止まらない状況である。民間の研究も併行的に進展し、日本学術振興会の研究部会、協調会の農工調整委員会等が代表的であるが、中央農業会、東亜農研究所、農村工業協会等がそれぞれの立場から研究を進め、中には論議を後廻

しにして実践に移し、実際の成果を求めようとする動きを示しているものもある<sup>28)</sup>」としていた。

「小農組織」であり、経営規模論を前面に出した農業再編成論はいまだ問題とはなっていなかったのである。

## ② 日中戦争期

農業適正規模論が具体的に議論されるのは、周知の如く、満州開拓移民送出計画が「特別助成計画」と結合した以降であり、あたかも「過剰人口」に通風穴が開いたかの如くみえてからであった。そしてこれに加えて、日中戦争の開始にともなう大量の農村労働力流出が顕在化してからである。すなわち、応召に加えた大量の軍需産業からの労働力需要が工業生産力拡充のため要求せられ、他方ではその結果「多労農業<sup>32)</sup>」「勞力中毒的農業<sup>33)</sup>」の脆弱性が一挙に露呈化され、またこれに加えていわれる「日滿支一体化構想」が問題になり、日本農業再編成をめぐる議論が活発化してくるなかであった。

たとえば、農村経済更生中央委員会は、正式に「時局に鑑み農山漁村の経済更生上採るべき方策」として「農林漁家の生活を安定せしむるに足る経営規模、基準的耕地面積並に農山漁業に於て維持するを要する人口等に関する根本方針を考究確立すること<sup>34)</sup>」を諮問したが(1938年)、それはすでにこの議論が国民経済レベルでのものになっていたことも意味していた。実際、戦時国家独占資本主義の低物価政策の追求のなかで、1939年中央物価委員会「物価統制実施要綱」には「適正規模の創設により生産力の道進を図ること<sup>35)</sup>」が強調され、他方ではこの時期、日本農業の再編成をめぐるいくつかの農政イデオロギーが交錯しあうなかにも、それがみられていた<sup>36)</sup>。かくして、戦時国家独占資本主義の要求に見合った適正規模農家の創設を中心とした農村の再編成が問題となる限りにおいては、必然的に「過小農問題」・兼業農家の存在も問題たらざるをえなかった。たとえば、1939年の農林省「自作農経営設定要綱(条)」では、「満州移民ノ工業ヘノ転出ノ施設ト有機的ニ関連センメ過剰農家約120万戸ヲ農村ヨリ減少センメ適正農家ヲ設定セントスル……<sup>37)</sup>」などといった構想が出されていたのである。

だが同時にここで指摘しておきたいのは、全体の政治・経済構造の枠組みのなかでは農業は次のようにも位置づけされざるをえなかったことである。すなわち、第37帝国議会(農地調整法審議)において有馬農相が述べているように、「日本内地ノ農村ト云フモノハ、日本ガ如何ニ工業化シテ参リマシタ将来ト雖モ、或ル程度ニ於テ之ヲ堅持シテ行カナケレバナラナイト云フコトハ、日本ノ国家ノ存在ノ上ニ於テ重大ダ……単ニ農家ガ経済的ニ独立シ得ルト云フ程度カラ考ヘマスレバ、現在ノ日本ノ農村人口ノ約四割位ヲ減ジナケレバ、各農家ガ経済的ニ独立シ得ナイ……併シ斯ノ如ク農村

ノ人口ヲ非常ニ減退センメマスコトハ、色々ノ意味カラ言ッテ重大ナ関係ガアルト思ヒマス、殊ニ農村方面ガ都会方面カラ政治上ニ於テ非常ニ圧サレ勝チデアル今日ノ現状カラ見マシテ若シ農村ノ人口ヲ非常ニ減ラスト云フコトニナレバ、政治上ノ勢力ガ今日ヨリモモット弱イモノニナッテシマフノデハナイカ、カウ云フ意味カラ考ヘテ見テモ、私ハ農村ノ人口ヲ唯経済的ニバカリ考ヘテ、減ラシテ宜シト云フコトハ言ヘナイノデハナイカト思フノデアリマス<sup>38)</sup>」。つまり、「日滿支一体化」のなかでの工業と農業の関連、とくに内地農業をどう位置づけるかという問題に関連してあるいは戦時下産業再編成が進められるなかで「経済的ニ独立シ得ナイ」過小農・兼業農家の存在が問題になるにしても、それは経済的な観点からだけでは位置づけられず、農村における政治的な位置づけからも問題にされざるをえない状況もあったということである。

## ③ 太平洋戦争期

### ——皇国農村・標準農村の建設——

太平洋戦争突入前後はいくつかの問題で新たな局面を迎えた。たとえば内地および外地(朝鮮等)を含めた食糧事情悪化の見通し、この間の急激な農村労働力流出による生産体制維持困難に対するいわゆる「農村人口ノ定有」の新たな強調(1941年、農業からの労務動員計画中止)、あるいは農工調整、国防的観点からの「国土計画」の具体化などがこれであり、これまでの適正規模論議、農業・農村再編成論もここに至って新たな段階を迎えることとなった。そしてその背景をいま農村の変化に限定していえば、これまでみてきたような統計上における総農家数の減少、専業別農家構成における急激な専業農家の減少と兼業農家の増加など、まさに「農業人口ノ定有及食糧自給力ノ強化トハ逆ナ憂フベキ傾向」が明らかとなり、農村は為政者をして「自己崩壊ノ一途<sup>39)</sup>」を辿っていると認識させるに至ったのである。かくしてここにこれまでの農村経済更生運動は廃止せられ、戦時農業再編成としてのいわゆる皇国農村・標準農村の建設が主張されるに至った。

ところで、本稿の問題意識ともかかわっていえば、この標準農村確立運動の特徴は大きくいって三つあげることができる。第1は、創設されるべき適正経営農家とは「(1) 専業自作経営ナルコト、(2) 経営ノ基本ヲ健全ナル構成ノ家族勞力ニ置クコト、(3) 農地ノ規模ガ当該地方ノ立地条件ニ即シ適當ナルコト、(4) 原則トシテ主要食糧ノ生産ヲ根幹トシ家畜飼養ヲ伴フ経営ナルコト、(5) 農業技術高度ニシテ生産能率ノ大ナルコト……<sup>40)</sup>」と定義されているように、その限りでは兼業農家は農業生産力の担い手としては否定されるべき存在として明確にされた。第2は、実際、「標準農村確立

運動に於ては、村内の農家の構成分配を是正することにも重点を置いて居る。例へば村内の兼業農家・過小農家等の土地を集合適正経営農家とするが如き、此くして兼業、職工、飯米等の農家を整理するが如きである。経済更生運動に於ては、村内の小売商の如きものを農業者に転業する事、不在地主の解消、他村地主の解消等を計画した。併し農家全体の構成は強調しなかつた<sup>41)</sup>。つまり、標準農村確立運動は今日でいう一種の農業構造政策、国家的な農民分解政策に類似する性格を一面で有していた。第3は、とはいえ、現実には兼業農家・過小農の扱いは多分に曖昧な面を残したまままでの農業再編成論でもあった。たとえば「標準農村設定要綱」を審議していた農村計画委員会の橋本伝左門(京大教授)の発言は、「経営ノ基本ヲ健全ナル構成ノ家族勞力ニ置クコト洵ニ結構デアリマスルケレドモ……中々個人ノ経済力カラシマスルト、今日トシテハ家族中ノ何人カガ出テ非常ニ沢山ノ報酬ヲ得テ来ナケレバ、一家ノ経営ガ難カシイ」「標準農村ノ計画ノ樹立実行方法ノ所ニ『農民ノ創意要望ヲ尊重シ、又飽クマデモ当該村民ノ熱意ニ基ク自主的活動ニ依ルヲ本旨トス』」は比ノ通りデナケレバナラスト思ヒマスケレドモ、此ノ前ノ経済更生運動ノ時ヨリモ以上ニ、私ハ動モスルト上ニリヲスルデハナイカト思ヒマス<sup>42)</sup>」というものであった。また「皇国農村確立の為農地政策上採るべき方策」を審議していた農地審議会においては、「副業農家……コレヲ人ニ言ハセルト、農業カラ去ッテ貰ヒ度イト云フ者モアルガ、私ハ農家ニ従事シテ居ルノデスカラ導イテ抱込デ国民ノ一人トシテ連

レテ行クト云フ見方モ必要デアルト思ヒマス<sup>43)</sup>」(寺尾農事試験場技師)という意見も出されていた。つまり、一方では上述したように、兼業農家否定の農村再編成が基調としてはとられつつも、他方では先述の有馬農相の発言ともかかわって、現実の政治・経済構造からは——戦争の進展も加わって——これを否定するような論調も出されていたのである。

## (2) 農工調整問題と兼業農家対策論議

さて、一方での工業生産力の拡充と他方での食糧自給力の確保という二つの根本問題の衝突のなかで——農工調整問題の発生——、上述のような農業・農村再編成の方向が追求されようとしたのだが、具体的にかかる二つの問題の「結節点」に位置した兼業農家とりわけ職工・通勤農家に対しては如何なる議論が出されていたのか。さらに当時の意見を若干紹介しておきたい。

はじめに「国土計画」の観点から企画院試案(「中央計画法案・同要綱案」1943年)についてみると、「耕地総面積及農家戸数保有目標を勘案し農家一戸当経営面積に付標準規模を定め以て中堅農家育成の一応の目標を明かにし各種施策を本目標達成の為集中的に実施することに依り農家の安定確保を図るものとす、標準規模は立地条件の地方的差異に基き地域毎に差等を設け且專業農家は其の経営上生産性最も高き点に鑑み可及的に安定規模を与うるものとして兼業農家の経営面積は農業を主とする第1種兼業農家に於ては專業農家の約8割、農業を従とする第2種兼業農家に於ては生産能率の低位性に鑑み更に約2割に定むるものとす」(表

表11 企画院の農家構成目標案

地 方	農家地方別保有目標 (千戸)				農家1戸当耕地面積目標 (反歩)			
	專業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家	総 計	專業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家	総平均
樺 太	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	136	75	67	278	65	51	10	48
東 北	279	250	126	655	23	18	4	18
関 東	384	246	156	786	19	15	3	14
北 陸	202	272	122	596	15	13	3	11
東 海	222	219	131	572	13	10	2	9
近 畿	166	162	109	437	13	10	2	9
中 国	204	196	109	509	14	11	2	10
四 国	112	132	76	320	12	10	2	9
九 州	408	311	162	881	14	11	2	11
計	2,113	1,863	1,058	5,034	19	14	3	14

注 1) 企画院「中央計画法案・同要綱案」(1943年)の「中央計画別表」(別表農第2、3)より転載。

2) 西水孜郎『資料・国土計画』大明堂、1975年、206頁。



11 参照)、なお「農工地区に於ける第2種兼業農家の耕地に対しては其の生産能率の増強又は不作地発生の防止等の為要すれば農業会をして之を管理せしむる等適当なる措置を確立する<sup>41)</sup>」というものであった。

次に農村工業協会・農工調和研究会の「労務者農家対策(案)」(1944年)では、「労務者農家の農業経営規模は原則として当該農家労力を基準とする適正面積を以て最高限とし、労務者農家の食糧確保の基礎を与へると同時に過多の経営規模を以て経営する為に之に由りて生ずる余剰農耕地を生産力高き専業農家の適正規模化に振り向くべきこと」「但、現在工員農家であると雖、将来農業生産に専念し専業農家たらしむる熱意と条件を有するものに対しては之が実現の方途を講ずること」「労務者農家は可及的に自家所有たらしむること」「労務者農家の農業技術を高め、熱意を助長してこれが農業生産力を維持強化し、更に村の農業計画生産を円滑に推進せしむる為……専業農家の積極的指導協力の下に生産を推進するが如き適切な組織を創出すること」「工鉦業側に於ては、農繁期等に於て、労働者が自村乃至自部落の農作業等に進入して協力出来得るよう積極的措置を講ずること<sup>42)</sup>」などといった形でまとめられていた。

また、さらに日本学術振興会学術部第14小委員「農工調整ニ関スル応急対策要綱」(1944年)では、「純農村経営ニ於テハ、適正経営専業農家ノ育成ニヨル農業経営ノ高能率化ヲ企図スベキコトハ当然デアルガ、農工村又ハ工場トノ接触多キ地域ニ於テハ、兼業農家又ハ職工農家ノ適正ナル利用及ビ育成ヲ度外視スベキデハナイ。純粋飯米農家又ハ最低位生産農家ノ如キハ当然ニ之ヲ整理スベキデアルガ、兼業農家又ハ職工農家ノ如キハ、差当ッテハ進ンデ之ヲ計画的ニ組織化シ、之ニヨッテ農工両全ノ実ヲ挙グルノ方法ヲ立ツベキデアル<sup>43)</sup>」などとまとめられた。

以上のようにみると、そこには若干のニュアンスの違いはあれ、つまるところ以下の如くであった。すなわち、問題の対象は、主として職工農家、通勤農家あるいは労務者農家と呼ばれていたこの時期に新たに生れた兼業農家層であって、すべての兼業農家層ではなかった。その場合の対策の基本方向は、その経営規模はその家族労働力の変化つまり労働力の喪失度(残留度)に見合せて縮小させることによって一あるいは満州への移民という形で処理するかにあり一\*、余剰と

なった耕地は残された適正経営規模農家の創設に振り向けるというものであった。その意味では、それらはこれら新たな兼業農家層・過小農を「切り捨てる」意図を明らかにもっていたといつてよかった。だが、他方それはすべての兼業農家層をまったくの純粋な労働者に転化させてしまうようなものではなく、上述したように、規模を縮小した農家も一定水準の生産を担うべきものとして位置づけられていた。また「土地もち労働者」的なものも企図されていた。実際、戦争の進展にともなう食糧危機の深刻化などは、いわゆる離農統制の下限が「農業ヲ営ム者ニシテ其ノ耕作スル面積3反歩以上ノモノ」「前号ノ者ト同一世帯ニ有ル者ニシテ年間ノ農業労働日数90日……ヲ超ルモノ<sup>44)</sup>」であったことにもみられるように、かなり広範囲な層を生産の担い手としても位置づけざるをえなくしていた(その意味では大半の兼業農家層を包摂するものであった)。また戦争=資本主義体制の危機顕在化(戦時国家独占資本主義)は、銃後農村の安定のために、「労務者農家」にも土地を「可及的に自家所有たらしむること」さえ方向づけていたからであった。

## おわりに

以上のようにみえてくると、戦時体制期に生れた兼業農家問題は、まさに戦前日本資本主義の到達点としての戦時国家独占資本主義のなかにその基礎が形成され、戦争の進展とともに顕在化してきたものであった。それは、明らかに明治以来のわが国の「過小農問題」一般、あるいは農家副業問題と一面では共通性をもちつつも、他面では、基本的には異なった歴史段階での異なった性格を有する問題であった<sup>45)</sup>。すなわち、農業労働ともっとも矛盾・対立する恒常的な工業賃労働という兼業形態(家族労働の農業と農外への分割)をとった農民層が、なお地域的にはあれ大量に形成されてきた歴史段階——しかも軍隊への大量の応召、いわゆる「全般的労働義務制<sup>46)</sup>」を背景に、一方での戦時重化学工業の奇形的な発展と、他方での半封建的な地主的土地所有に支配された遅れた農業部門との矛盾がもっとも顕在化した局面——で引きおこされてきた問題であった。それゆえ、この時期の兼業化は、戦後のそれに比して一面では「特殊」な限定された性格をもったものであったにもかかわらず、問題を一層大きくさせ、農業政策の基調を分解促進=「構造政策」の方向におかせる契機とさせた。しかし、現実にはそれもほとん

\* この時点においてもなお、たとえば自作農創設維持事業方針(1943年)においては、「地方ノ実情ニ即シ適正至営農家ノ創設上必要アルトキハ現ニ当該小作地ヲ耕作スル小作人ニ付満州又ハ内地開発地ヘノ入植ヲ斡施スル等万全ノ措置ヲ講ジタル上村

内ニ居住スル他ノ耕作者ニ之ヲ取得セシムル等……<sup>47)</sup>」というように、零細小作人の「切り捨てる」が主張されていた。

ど論議のみにとどまり、戦争の進展とともに具体化は一步も進めることができなくなっていた。換言すれば、この戦時局に生れた兼業農家問題は、戦後「高度成長期」に本格化する萌芽形態として位置づけられるものであったが、戦後のそれが、自作農的土地所有の下での農業の機械化段階という生産力段階を、また圧倒的な農外労働市場の拡がりを背景に生れたものであった点と対比すれば、明らかに兼業化のメカニズムも、問題の発生も、一面では共通性をもちつつも、他面では大きな差異を有するものであった。

だが、ここで最後に触れておきたいのは、この時期の兼業農家問題・対策をめぐる議論は、すでに別稿でも述べたように、戦後の農地改革立法化過程での議論に少なくない影響を与え、兼業化の進展は敗戦でいったんは大きく収縮するものの、その地域的な進展構造は戦後農民層分解の基礎をも提供していったことである。

## 文 献

- (1) 青木 紀、現段階における兼業農家問題の形成—その歴史段階的の把握に関する一試論—、東北大学農学研究所報告、第35巻第1号、1983。
- (2) 牛山敬二、農民層分解の構造—戦前期—新潟県蒲原農村の分析、御茶の水書房、237、1975。
- (3) 小峰和夫、戦時国家独占資本主義期—昭和恐慌から敗戦まで—、暉峻衆三編、日本農業史・資本主義の展開と農業問題、有斐閣、190、1981。
- (4) 暉峻衆三、日本農業問題の展開・下、東京大学出版会、297、1984。
- (5) レーニン、ロシアにおける資本主義の発展、レーニン全集、第3巻、大月書店、389。
- (6) 加用信文、農家兼業の概念、農業総合研究、第9巻3号、81、1955。
- (7) 栗原百寿、日本農業の発展構造、栗原百寿著作集II、校倉書房、53、1975。
- (8) 渡辺信一、日本農村人口論、南社社、219、1938。
- (9) 横井時敬、都会と田舎、大日本農会編纂、横井博士全集、第4巻、1925、参照。
- (10) 朝倉每人、農村と工業労働者、社会政策時報、1920年5月号、参照。
- (11) 兵庫県内務部、副業に関する調査、639、640、668、1918。
- (12) 「農村雑業層」に関する研究については、牛山敬二、前掲書、参照。
- (13) 清水洋二、東北水稲単作地帯における農村労働労働力の流出構造(二)、社会科学研究、第33巻第1号、35、1981。
- (14) 栢野晴夫、我国産業構造の変移と過小農の動向、社会政策時報、第269号、118、1943。
- (15) 大橋一雄、第2次大戦期における「職工農家」についての調査報告、労働科学、第45巻第9号、530、1969。
- (16) 帝国農会、農業機構と人物資源に関する調査、240、1943。
- (17) 東亜農業研究所・農工両金の途—福岡県安徳村調査座談会、12、1943。
- (18) 農村工業会、農工調和研究会、労務者農家対策案、農村工業、第11巻第7号、57、58、59、1944。
- (19) 三瓶孝子、農村から通勤する工業労働者の性格についての考察、労働科学、第19巻第7号、604、1942。
- (20) 青木 紀、戦前期における農家副業問題、東北大学農学研究所報告、第35巻第2号、1984、参照。
- (21) 平井泰太郎、農工調整の基本問題、日本学術振興会第14小委員会、農工問題研究—第1輯—、経済評論社、15、1947。
- (22) 内海義夫、農業を兼営する工業労働者に関する個別調査、労働科学研究所、農業を兼営する工業労働者に関する調査報告、89、1947。
- (23) 三好正己、(統)戦時労働市場に関する研究—「農工調整」問題を中心として—、立命館経済学、第20巻1号、40、1971。
- (24) 三瓶孝子、前掲論文、604—605。
- (25) 小池基之、日本農業構造論、時潮社、458、1944。
- (26) 西水孜郎、農工協力方策に就て、農村工業、第11巻第6号、2、1944。
- (27) 当時の農業適正規模については、石橋幸雄、農業適正規模、東洋書館、1943、宮出秀雄、農業経営適正規模論、日本評論社、1943、田中 定、農業適正規模論、社会政策時報、第249号、1946、農業経営規模に関する施策、農林大臣官房総務課、農林行政史、第2巻、1958、など参照。
- (28) 農林大臣官房総務課、同上書、1301。
- (29) 柚木駿一、農業経済更生計画と分村移民計画の展開過程、満州移民史研究会編、日本帝国主義下の満州移民、龍溪書店、269、1976。
- (30) 農林省、農山漁村経済更生計画樹立方針(其ノ2)、農務時報、第53号、26、1933。
- (31) 東畑精一、農地をめぐる地主と農民、酣燈社、10、1947。
- (32) 磯辺秀俊、農工調整と農業生産力—特に農業労働力問題を中心として—、日本学術振興会第14小委員会、農工問題研究—第1輯—、経営評論社、293、1947。
- (33) 山下肅郎、戦時下に於ける農業労働力対策、農業技術協会、48、1948。
- (34) 第7回及8回農村経済更生中央委員会経過概要、農務時報、第114号、1938。
- (35) 農林大臣官房総務課、前掲書、1309。
- (36) この時期の農政イデオロギーの概観については、桜井武雄、日本農業の再編成、昭和前期農政経済名著集11、農文協、1980、参照。
- (37) 農林省事務局、自作農経営設定要綱、農地制度資料集編纂委員会編、農地制度資料集、第10巻、705、1972。
- (38) 第73回帝国議会、農地調整法案審議、農地制度資料集、第8巻、400。
- (39) 農林省、自作農創設事業ノ拡充強化施設ノ概要、農地制度資料集、第10巻、859。
- (40) 標準農村設定要綱—農林計画委員会農村部会議事録—、農地制度資料集、第10巻、730。
- (41) 小平権一、農村経済更生運動を検討し標準農村

- 確立運動に及ぶ。大槻正男編、石黒忠篤先生還暦祝賀記念・農政経済論集、養徳社、95、1948。
- (42) 農地制度資料集成、第10巻、744。
- (43) 同上書、807。
- (44) 企画院、中央計画素案、同要綱案、西水孜郎編、資料・国土計画、大明堂、120、122、1975。
- (45) 農村工業協会・農工調和研究会、労務者農家対策(案)、農村工業、第11巻第7号、62、63、1944。
- (46) 日本学術振興会第14小委員会、前掲書、403。
- (47) 農林省、自作農創設維持事業ノ整備拡充要綱案(1943)、農地制度資料集成、第10巻、838。
- (48) 農林省、農業生産統制令施行ニ関スル件(1942)、農地制度資料集成、第10巻、651。
- (49) 農家の副業と兼業にかかわる問題の差異の検討については、青木 紀、戦前期における農家副業問題(前掲)、青木 紀、戦前期における農家副業論の再検討、東北大学農学研究所報告、第34巻第2号、1983、参照。
- (50) 加藤佑治、日本帝国主義下の労働政策、御茶の水書房、1970。
- (51) 青木 紀、農地改革と兼業農家問題(1)、東北大学農学研究所報告、第32巻1号、1980、参照。

## The Problems of Part-time Farmers during World War II in Japan

Osamu AOKI

### Summary

(1) Part-time farmers have been given much weight since the Meiji period. A greater part of them were traditional part-time farmers called "Nōson Zatugyōsō". But during World War II, a new type of part-time farmers combined with great industries came into existence called "Shokkō Nōka". Such a new part-time farming which existed regionally accelerated a breakdown of traditional rural villages.

(2) Therefore, the government confronted by the situation discontinued the policy of the "Nōson Keizai Kōsei movement" and started the policy of establishment of "Kōkoku Nōson" or "Hyōjun Nōson". The principal object was to exclude a petty farming and bring up an appropriate scale farming for the purpose of food security and rural population stability. It was similar to the agricultural structure policy at the present day. But actually it did not materialize at all and died out in course of time as the war dragged on.

(3) The new part-time farming and the resultant problems were apparently similar to those in the post war "Kōdo Seichō period". But the basic factors in their formation were different in the following contrasting points from those contributing to the post war part-time farming.

1. Semi feudal landlord system to landed farmers system.
2. Manual and domestic animal farming to mechanical farming.
3. Insufficient labor market to developed labor market.
4. War time system to peace time system, and so on.

But the problems of part-time farmers at the war time provided the starting point of the agricultural structure policy under the state monopolistic capitalism.